

- 《里兆法律资讯》由里兆律师事务所编制（请以中文内容为准，日语译文仅供参考），未经书面许可，不得转载、摘编等；
- 关于《里兆法律资讯》的订阅规则、版权声明及免责声明等内容，详见里兆律师事务所网站的[订阅规则](#)；
- 如果您想阅读《里兆法律资讯》的以往内容，请访问里兆律师事务所网站中的[“里兆法律资讯”](#)栏目；
- 如果您有任何意见与建议或者您没有收到或希望不再收到《里兆法律资讯》，请与我们联系[联系](#)；
- 您还可关注微信公众号“里兆法律资讯”（微信二维码见右侧），更便捷地阅读《里兆法律资讯》的重点内容。



- 「里兆法律情報」は里兆法律事務所が作成したものであり（中国語の内容が原文であり、日本語訳は参考用とします）、書面での許可なしに、転載、編集等してはなりません。
- 「里兆法律情報」の購読、著作権声明及び免責声明等の内容は、里兆法律事務所ウェブサイトの[受信にあたってのお願い](#)をご覧ください。
- 「里兆法律情報」のこれまでの内容をご覧になりたい場合は、里兆法律事務所ウェブサイトの[「里兆法律情報」](#)の欄をご覧ください。
- ご意見やご提案等ございましたら、或いは「里兆法律情報」を受信できていない又は受信をご希望されない場合には、私共にご[連絡](#)ください。
- WeChat 公式アカウント「里兆法律情報」から「里兆法律情報」の要旨を逸早くご覧いただけます（左の WeChat・QR コードを読み取っていただきますと、入力の手間が省けます）。

05 2015 05 12 2015 05 18

Issue 438-2015/05/12~2015/05/18

目录

（点击目录标题，可转至相应正文；点击正文标题，可返回目录。）

一、最新中国法令

- 关于税收等优惠政策相关事项的通知..... 2
- 2015 年推进简政放权放管结合转变政府职能工作方案..... 2
- 关于取消非行政许可审批事项的决定..... 3
- 关于出口退（免）税有关问题的公告..... 4
- 关于非货币性资产投资企业所得税有关征管问题的公告..... 4
- 关于企业工资薪金和职工福利费等支出税前扣除问题的公告..... 5
- 工业清洁生产审核规范
工业清洁生产实施效果评估规范..... 5

二、里兆解读

- “选择境外仲裁机构仲裁、但管辖地在中国境内”的仲裁条款是否有效？（连载之一/共二篇）..... 6

三、近期热点话题..... 9

目次

（目次のタイトルをクリックすると該当する本文が表示されます。本文中のタイトルをクリックいただくと目次に戻ります。）

一、最新中国法令

- 税金などの優遇政策関係事項に関する通知... 2
- 2015 年の行政の簡素化、権限委譲、管理委譲を推進し政府職能転換と連結させる作業方案... 2
- 非行政许可审查許可事項の廃止に関する決定 3
- 輸出税還付（免除）関連事項に関する公告..... 4
- 非貨幣性資産投資に伴う企業所得税の徴収管理事項に関する公告..... 4
- 企業賃金報酬および従業員福利費などの支出の税前控除の問題に関する公告..... 5
- 工業クリーン生産審査規範
工業クリーン生産実施効果評価規範..... 5

二、里兆解説

- 「国外仲裁機関による仲裁を選択し、管轄地を中国国内とする」仲裁条項は有効であるか（連載の一/全二回）..... 6

三、トピックス..... 9

一、最新中国法令

● 关于税收等优惠政策相关事项的通知

【发布单位】国务院

【发布文号】国发〔2015〕25号

【发布日期】2015-05-11

【内容提要】根据该通知：

- 各地区、各部门已出台的税收优惠政策，有规定期限的按规定执行；没有规定期限又确需调整的，设立过渡期，在过渡期内继续执行。
- 各地与企业已签订合同中的优惠政策，继续有效；对已兑现的部分，不溯及既往。
- 各地区、各部门今后制定出台新的优惠政策，除法律法规已有规定外，涉及税收或中央批准设立的非税收入的，应报国务院批准后执行；其他由地方政府和部门批准后执行，其中安排支出一般不得与企业缴纳的税收或非税收入挂钩。
- 《国务院关于清理规范税收等优惠政策的通知》（国发〔2014〕62号）规定的专项清理工作，待今后另行部署后再进行。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.gov.cn/zhengce/content/2015-05/11/content_9725.htm

● 2015 年推进简政放权放管结合转变政府职能工作方案

【发布单位】国务院

【发布文号】国发〔2015〕29号

【发布日期】2015-05-15

【内容提要】该方案提出推进行政审批改革、投资审批改革、商事制度改革等。部分工作任务摘录如下：

序号	工作任务	时间进度
1*	全面清理中央指定地方实施的行政审批事项，公布清单，今年取消 200 项以上。	6 月底前将清单上报国务院，12 月底前完成
3*	分两批取消和下放国务院部门行政审批事项。	12 月底前完成

一、最新中国法令

● 税收などの優遇政策関係事項に関する通知

【発布機関】国務院

【発布番号】国発〔2015〕25 号

【発布日】2015-05-11

【概要】本通知によると、以下の通りである。

- 各地区、各部門が既に公布している税収優遇政策については、期限を定めているものは規定に従って実施する。期限の定めのない、または確かに調整が必要なものは、移行期間を設け、移行期間においては継続的に実施する。
- 各地が企業と締結済みの契約に含まれる優遇政策については、継続的に有効とする。既に現金化された部分については、過去に遡及しない。
- 各地区、各部門が今後制定公布する新たな優遇政策については、法令に規定があるものを除き、税収または中央が設定を許可した非税収入に関連するものは、国務院に報告して許可を受けた上で実施する。その他は地方政府および部門が許可した上で実施し、そのうち支出を伴うものは通常、企業が納付する税収または非税収入と関連させてはならない。
- 「税収などの優遇政策の整理規範化に関する国務院の通知」（国発〔2014〕62 号）で定める個別整理作業については、今後、別途手配された後で改めて実施する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.gov.cn/zhengce/content/2015-05/11/content_9725.htm

● 2015 年の行政の簡素化、権限委譲、管理委譲を推進し政府職能転換と連結させる作業方案

【発布機関】国務院

【発布番号】国発〔2015〕29 号

【発布日】2015-05-15

【概要】本方案は、行政審査許可改革、投資審査許可改革、商事制度改革などの推進を提起した。一部の作業任務を以下に抜粋する。

番号	作業任務	作業進捗予定
1*	中央指定地方実施の行政審査許可事項を全面的に整理し、リストを公布し、今年は 200 項目以上を廃止する。	6 月末までにリストを国務院に報告し、12 月末までに完了する
3*	国務院部門行政審査許可事項を二回に分けて廃止および委譲を行う。	12 月末までに完了する

10	按照《政府核准的投资项目目录（2014 年本）》，进一步取消下放投资审批权限。	12 月底前完成
11*	制订并公开企业投资项目核准及强制性中介服务事项目录清单。	12 月底前完成
13	制订《政府核准和备案投资项目管理条例》。	6 月底前提出草案报国务院
31*	制定推进“三证合一”登记制度改革的意见，实现“一照一码”。	6 月底前出台推进“三证合一”登记制度改革意见，12 月底前实现“一照一码”
34	总结自由贸易试验区外商投资企业备案管理工作经验，加快在全国推进外商投资审批体制改革，进一步简化外商投资企业设立程序。	全年工作
38	组织开展企业名称登记管理改革试点。	5 月底前启动
39	修订《企业经营范围登记管理规定》。	8 月底前完成

备注：标“*”号者为重点督办事项。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.gov.cn/zhengce/content/2015-05/15/content_9764.htm

10	「政府認可の投資プロジェクト目録（2014 年版）」に照らして、審査許可権限を更に廃止、委譲する。	12 月末までに完了する
11*	企業投資プロジェクト認可および強制的仲介サービス事项目録リストを制定し公開する。	12 月末までに完了する
13	「政府認可および届出の投資プロジェクト管理条例」を制定する。	6 月末までに草案を国务院に提出する
31*	「三証合一」登記制度改革推進意見を制定し、「一証書一番号」を実現する。	6 月末までに「三証合一」登記制度改革意見を公布、推進し、12 月末までに「一証書一番号」を実現する
34	自由貿易試験区外商投資企業届出管理作業の経験をまとめ、全国で外商投資審査許可体制改革の推進を加速し、外商投資企業設立手順を更に簡素化する。	年間作業
38	企業名称登記管理改革試行を実施する。	5 月末までに始動する
39	「企業經營範圍登記管理規定」を改定する。	8 月末までに完了する

備考：「*」の記号は重点監督処理事項である。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.gov.cn/zhengce/content/2015-05/15/content_9764.htm

● 关于取消非行政许可审批事项的决定

【发布单位】国务院

【发布文号】国发〔2015〕27 号

【发布日期】2015-05-14

【内容提要】根据该决定：

- 取消等 49 项非行政许可审批事项（部分事项见如下表格）；
- 将 84 项非行政许可审批事项调整为政府内部审批事项；
- 今后不再保留“非行政许可审批”这一审批类别。调整为政府内部审批的事项，不得面向公民、法人和其他社会组织实施审批。

决定取消的非行政许可审批事项目录（部分）
- 企业发行外债的额度审批 - 享受税收优惠政策的集成电路企业和国家规划布局内重点软件企业的认定 - 对办理税务登记（外出经营报验）的核准 - 出口退（免）税资格认定及其变更、注销

● 非行政许可审查许可事项的废止に関する決定

【発布機関】国务院

【発布番号】国発〔2015〕27 号

【発布日】2015-05-14

【概要】本決定によれば、以下の通りである。

- 49 項目の非行政许可审查許可事項を廃止するなど（一部事項については以下の表の通り）。
- 84 項目の非行政许可审查許可事項を政府内部审查許可事項へと調整する。
- 以後は「非行政许可审查許可」の审查許可分類を残さない。政府内部审查許可に調整した事項については、国民、法人およびその他の社会組織向けに审查許可を実施してはならない。

廃止を決定した非行政许可审查許可事项目録（一部）
- 企業が発行する外債の限度額に関する审查許可 - 税收優遇政策を享受する集積回路企業および国家計画で手配された重点ソフトウェア企業に関する認定 - 税務登記（外地經營検査申請）の処理についての認可 - 輸出税還付（免除）資格認定およびその変更、抹消

- 集团公司具有免抵退税资格成员企业认定
- 非居民享受税收协定（含与港澳台协议）待遇审批
- 企业就成本分摊协议是否符合独立交易原则的审核
- 企业符合特殊性税务处理规定条件业务的核准
- 企业享受符合条件的固定资产加速折旧或缩短折旧年限所得税优惠的核准

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.gov.cn/zhengce/content/2015-05/14/content_9749.htm

● 关于出口退（免）税有关问题的公告

【发布单位】国家税务总局
 【发布文号】国家税务总局公告 2015 年第 29 号
 【发布日期】2015-04-30
 【内容提要】该公告的主要内容包括：

- 简化出口企业报送的资料，为企业办理出口退（免）税提供便利。
- 委托出口的货物属于国家取消出口退税货物的，仍实行《委托出口货物证明》管理，其他委托出口的货物，开具《代理出口货物证明》时，不再需要提供《委托出口货物证明》。
- 明确出口企业从事来料加工委托加工业务的，申请办理海关已核销的来料加工出口货物免税核销手续的期限。
- 明确以双委托方式（生产企业进、出口均委托出口企业办理）从事进料加工业务的企业，办理进料加工登记时，需提供的资料。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c1598541/content.html>

● 关于非货币性资产投资企业所得税有关征管问题的公告

【发布单位】国家税务总局
 【发布文号】国家税务总局公告 2015 年第 33 号
 【发布日期】2015-05-08
 【内容提要】该公告适用于 2014 年度及以后年度企业所得税汇算清缴。根据该公告：

- 实行查账征收的居民企业以非货币性资产对外投资确认的非货币性资产转让所得，可自确认非货币性资产转让收入年度起

- グループ会社で税免除・控除・還付資格を具備する構成員企業に関する認定
- 非居住者の租税協定（香港・マカオ・台湾協定を含む）待遇の享受に関する審査許可
- 企業のコスト分担についての協議が独立取引の原則に合致しているかの審査
- 企業の特別税務処理の規定条件に合致する業務に関する認可
- 企業の条件を満たす固定資産の加速減価償却または償却期間を短縮する所得税優遇の享受に関する認可

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.gov.cn/zhengce/content/2015-05/14/content_9749.htm

● 輸出税還付(免除)関連事項に関する公告

【発布機関】国家税務総局
 【発布番号】国家税務総局公告 2015 年第 29 号
 【発布日】2015-04-30
 【概要】本公告の主な内容は以下の通り。

- 輸出企業が申告提出する資料を簡素化し、企業の輸出税還付（免除）手続きの利便を図る。
- 委託輸出する貨物が、国が輸出税還付を廃止した貨物に該当する場合、依然として「委託輸出貨物証明」管理を実施し、その他の委託輸出貨物については、「代理輸出貨物証明」を発行する際に、以後「委託輸出貨物証明」の提供を必要としない。
- 輸出企業が来料加工委託加工業務に従事する場合、税関が照合消込を行った来料加工輸出貨物の免税照合消込手続き申請期限を明確にした。
- 双方向委託方式（製造企業の輸出入をいずれも輸出企業に委託して行う）で進料加工業務に従事する企業が進料加工登記を行う際に提出しなければならない資料を明確にした。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c1598541/content.html>

● 非貨幣性資産投資に伴う企業所得税の徴収管理事項に関する公告

【発布機関】国家税務総局
 【発布番号】国家税務総局公告 2015 年第 33 号
 【発布日】2015-05-08
 【概要】本公告は 2014 年度およびそれ以降の年度の企業所得税確定申告に適用する。本公告によると、以下の通りである。

- 帳簿検査徴収を実施する居住者企業の非貨幣資産による対外投資で確認された非貨幣資産譲渡所得については、非貨幣資産譲渡収入が確認さ

不超过连续 5 个纳税年度期间内，分期均匀计入相应年度应纳税所得额，按规定计算缴纳企业所得税。

- 该公告还明确企业非货币性资产投资同时符合多项政策的税务处理、适用非货币性资产投资递延纳税政策的纳税人如何申报问题。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c1609048/content.html>

● 关于企业工资薪金和职工福利费等支出税前扣除问题的公告

【发布单位】国家税务总局

【发布文号】国家税务总局公告 2015 年第 34 号

【发布日期】2015-05-08

【内容提要】该公告适用于 2014 年度及以后年度企业所得税汇算清缴。该公告明确了以下问题：

- 企业福利性补贴支出税前扣除问题；
- 企业年度汇算清缴结束前支付汇缴年度工资薪金税前扣除问题；
- 企业接受外部劳务派遣用工支出税前扣除问题。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c1609299/content.html>

● 工业清洁生产审核规范
工业清洁生产实施效果评估规范

【发布单位】工业和信息化部

【发布文号】工信部节〔2015〕154 号

【发布日期】2015-05-07

【内容提要】《工业清洁生产审核规范》适用于中国境内所有从事工业生产活动的单位以及从事相关管理活动的部门。工业清洁生产审核分为自愿性审核和强制性审核。

有下列情形之一的企业，应当实施强制性审核：

（一）污染物排放超过国家或地方规定的排放标准，或者虽未超过国家或地方规定的排放标准，但超过重点污染物排放总量控制指标的；

（二）超过单位产品能源消耗限额标准构成高耗能的；

（三）使用有毒、有害原料进行生产或者在生产中排放有毒、有害物质的。

有毒、有害物质是指被列入《危险货物品名表》（GB 12268）、《危险化学品目录》、《国家危险

れた年度から連続で 5 納税年度を越えない期間において、均等分割して相応年度の課税所得額に計上し、規定に従って企業所得税を計算納付することができる。

- 本公告は更に、企業の新貨幣資産投資が同時に複數項目の政策に合致する場合の税務処理、新貨幣資産投資の納税繰延政策を適用する納税者の申告方法に関する問題を明確にした。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c1609048/content.html>

● 企業賃金報酬および従業員福利費などの支出の税前列除の問題に関する公告

【発布機関】国家税務総局

【発布番号】国家税務総局公告 2015 年第 34 号

【発布日】2015-05-08

【概要】本公告は 2014 年度およびそれ以降の年度の企業所得税確定申告に適用する。本公告は、以下の問題を明確にした。

- 企業の福利性手当の支出の税前列除の問題。
- 企業が年度確定申告完了前に支払う納付年度賃金報酬の税前列除の問題。
- 企業の外部労働派遣労働者の受け入れに伴う支出の税前列除の問題。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c1609299/content.html>

● 工業クリーン生産審査規範
工業クリーン生産実施効果評価規範

【発布機関】工業情報化部

【発布番号】工信部節〔2015〕154 号

【発布日】2015-05-07

【概要】「工業クリーン生産審査規範」は中国国内の全ての工業生産活動に従事する企業および関連管理活動に従事する部門に適用される。工業クリーン生産審査は自由意志による審査と強制的審査に分けられる。

以下に掲げる状況のいずれかに該当する企業は、強制的審査を実施しなければならない。

（一）汚染物質の排出が国または地方が定める排出基準を超え、または国または地方が定める排出基準を超えてはいないが重点汚染物質排出総量抑制指標を超えている場合。

（二）企業製品エネルギー消費限度枠基準を超え、高エネルギー消費を構成している場合。

（三）有毒、有害原料を使用して生産を行い、または生産過程において有毒、有害物質を排出している場合。

有毒、有害物質とは、「危険貨物品名表」（GB 12268）、「危険化学品目録」、「国家危険廃棄物名

废物名录》和《剧毒化学品目录》中的剧毒、强腐蚀性、强刺激性、放射性（不包括核电设施和军工核设施）、致癌、致畸等物质。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.miit.gov.cn/n11293472/n11293832/n12843926/n13917012/16588120.html>

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、里兆解读

- “选择境外仲裁机构仲裁，但管辖地在中国境内”的仲裁条款是否有效？（连载之一/共二篇）

近年来，有部分中国境内企业与境外企业签订的涉外合同中，基于境外仲裁机构（例如香港国际仲裁中心、新加坡国际仲裁中心、国际商会仲裁院，等等）的较高知名度和透明度，以及追求交易条件的公平合理等因素，倾向于将争议解决条款选择为“由境外仲裁机构进行仲裁”。虽然如此，很多境外仲裁机构在中国境内并无常设机构，而在中国境外仲裁又会面临“语言不通、耗时耗力”等问题，为此，一些涉外合同中也会将仲裁条款约定为“选择境外仲裁机构仲裁，但管辖地在中国境内”，相当于邀请境外仲裁机构到中国境内针对特定案件进行临时仲裁（即，通常所说的“境外机构临时仲裁”）。该等仲裁条款在中国境内是否有效？其仲裁裁决在中国境内能否得到承认与执行？要回答这些问题，律师先从境外仲裁的相关概念说起。

一、什么是境外机构临时仲裁？

“境外机构临时仲裁”是“境外仲裁”和“临时仲裁”的结合。关于“境外仲裁”、“临时仲裁”等概念，中国法律尚无明确规定。“境外仲裁”通常是指“仲裁地或仲裁庭组成地在中国境外的仲裁”，而“临时仲裁”则通常是指“依据境外仲裁机构的仲裁规则临时组成仲裁庭进行的仲裁¹”。二者相结合，“境外机构临时仲裁”通常可理解为境外仲裁机构在中国境内临时组成仲裁庭进行的仲裁。

¹ “临时仲裁”所相对的概念是“机构仲裁”，如境外仲裁机构通过其在中国境内设立的常设机构进行的仲裁。

¹ 「臨時仲裁」と相対する概念は「機関仲裁」であり、例えば国外仲裁機関がそれが中国国内に設立した常設機構を通じて行う仲裁である。

簿」および「劇毒化学品目錄」に記載された劇毒、強腐食性、強刺激性、放射性（原子力発電施設および軍需工場核施設を含まない）、発がん性、催奇形性などの物質を指す。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.miit.gov.cn/n11293472/n11293832/n12843926/n13917012/16588120.html>

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、里兆解説

- 「国外仲裁機関による仲裁を選択し、管轄地を中国国内とする」仲裁条項は有効であるか（連載の一/全二回）

近年、一部の中国国内企業が国外企業と締結した涉外契約においては、国外仲裁機関（例えば香港国際仲裁センター、シンガポール国際仲裁センター、国際商業会議所仲裁裁判所など）の高い知名度および透明度、および取引条件を追及する公平さ、合理性などの要因により、紛争解決条項で「国外仲裁機関による仲裁」を選択する傾向がある。しかしながら、多くの国外仲裁機関が中国国内に常設機構を設けておらず、中国国外における仲裁は「言語の問題、時間と労力を費やす」などの問題に直面するため、一部の涉外契約においては仲裁条項で「国外仲裁機関による仲裁を選択するが、管轄地は中国国内とする」と取り決めているが、これは国外仲裁機関を中国国内に招聘して特定事件について臨時仲裁（即ち、一般的に言われる「国外機関臨時仲裁」）を行うに等しい。当該仲裁条項は中国国内において有効であるのかどうか、その仲裁判断は中国国内において承認および執行を得られるのかといった質問に回答するにあたり、まずは国外仲裁に関する概念から説明する。

一、国外機関臨時仲裁とは何か

「国外機関臨時仲裁」は「国外仲裁」と「臨時仲裁」の結合である。「国外仲裁」、「臨時仲裁」などの概念について、中国法は未だ明確な規定を設けていない。「国外仲裁」とは通常、「仲裁地または仲裁廷の組織地が中国国外である仲裁」を指し、「臨時仲裁」とは通常、「国外仲裁機関の仲裁規則に基づいて臨時に仲裁廷を組織し行われる仲裁¹」を指す。二者を合わせた「国外機関臨時仲裁」は通常、国外仲裁機関が中国国内において臨時に組織した仲裁廷で行われる仲裁と理解することができる。

二、选择境外机构临时仲裁的仲裁条款是否有效？

对于选择由在中国无常设机构的境外仲裁机构在中国境内进行仲裁（即，上述“境外机构临时仲裁”）的仲裁协议是否有效、其所作的仲裁裁决在中国境内能否得到承认与执行，在中国并没有明确的法律依据，因而一直以来是个备受争议的话题，司法界和学术界对此持有不同观点，律师将不同观点和理由简单整理如下：

判断标准	反方	正方
	境外仲裁机构不能在中国境内仲裁、其裁决在中国不能得到承认与执行	境外仲裁机构能在中国境内仲裁、其裁决在中国可以得到承认与执行
在中国是否经过登记、是否有常设机构	根据中国《 <u>仲裁法</u> 》第 10 条的规定，仲裁委员会由直辖市、省会城市和设区的市级人民政府组织有关部门和商会统一组建，且应在省级司法行政部门登记。在目前的法律框架下， <u>境外仲裁机构并非中国《仲裁法》规定的仲裁机构</u> 。	《仲裁法》第 10 条规定的“仲裁委员会”是一种常设仲裁机构，其主要功能是制定仲裁规则、监督仲裁规则的实施、负责仲裁机构的日常工作管理等，不负责任作出裁决。因此，就中国境内的案件受理等仲裁机构日常工作而言，根据《仲裁法》第 10 条，只能由中国国内统一组建、依法登记的常设机构进行，但是， <u>境外仲裁机构的临时仲裁只是在中国境内作出裁决，其案件受理是在境外完成的，因此可由境外仲裁机构开展，不违反《仲裁法》第 10 条。</u>
是否适用“法不禁止即可为”的原则	境外仲裁机构在中国进行商业仲裁活动、提供商业仲裁服务， <u>不适用“法不禁止即可为”的原则</u> ，因为仲裁涉及国家司法主权，具有特殊性，是一类必须得到政府特许的专业	中国的仲裁立法不可能采用列举的办法明文规定。 <u>根据“法不禁止即可为”的原则，境外仲裁机构可以在中国进行仲裁。</u> 关于“司法主权”，中国法律本来就允许涉

二、国外機関臨時仲裁を選択した仲裁条項は有効であるか

中国で常設機構を設けていない国外仲裁機関による中国国内での仲裁（即ち、上述の「国外機構臨時仲裁」）を選択した仲裁合意は有効であるか、そこで下される仲裁判断は中国国内において承認および執行を得られるかについて、中国には明確な法的根拠がなく、このため常に論争のある話題となっており、司法界および学術界ではこれに対し異なる観点が存在する。異なる観点および理由を下表に簡単に整理する。

判断基準	反対	賛成
	国外仲裁機関は中国国内において仲裁を行うことはできず、その仲裁判断は中国において承認および執行を得られない	国外仲裁機関は中国国内において仲裁を行うことができ、その仲裁判断は中国において承認および執行を得られる
中国における登記の有無、常設機構の有無	中国「 <u>仲裁法</u> 」第 10 条の規定によれば、仲裁委員会は、直辖市および省、自治区の人民政府所在地の市および区を設けている市の人民政府が、関連部門および商會に統一的に設置させるもので、且つ省級司法行政部門に登録しなければならない。現在の法律の枠組みにおいては、 <u>国外仲裁機関は中国「仲裁法」で定める仲裁機関ではない。</u>	「仲裁法」第 10 条で定める「仲裁委員会」は一種の常設仲裁機関であり、その主な機能は仲裁規則の制定、仲裁規則実施の監督、仲裁機関の日常業務管理などとなり、仲裁判断を下すことはしない。よって、中国国内における事件受理などの仲裁機関の日常業務について言えば、「仲裁法」第 10 条に基づき、中国国内で統一的に設置し、法に従って登記された常設機構が行えるのみである。ただし、 <u>国外仲裁機関の臨時仲裁は中国国内において仲裁判断を下すというだけであり、その事件の受理は国外で完了しているため、国外仲裁機関は実行可能であり、「仲裁法」第 10 条に違反しない。</u>
「法で禁じられていないければ実行可能」の原則	国外仲裁機関の中国における商業仲裁活動の実施、商業仲裁業務の提供は、「 <u>法で禁じられていないければ実行可能</u> 」の原則を適用しない。何故なら、仲裁は国の司法主権にかかわるも	中国の仲裁立法は列挙する方法で明文規定を設けることはできない。「 <u>法で禁じられていないければ実行可能</u> 」の原則によれば、 <u>国外仲裁機関は中国において仲裁を行うことができる。</u> 「司法主権」については、中国法は本来、涉外紛

	服务,并非是一个不禁则行的行业。	外纠纷提交境外仲裁机构仲裁 ² , 境外仲裁机构在中国进行临时仲裁仅仅是变更了仲裁地(境外变为中国境内), 而并未扩大境外仲裁机构受理案件范围、缩小中国仲裁机构管辖范围, 因此, 不存在破坏中国司法主权的问题。	則を適用できるか	ので、特有性を備えており、政府の特別許可を得なければならない専門業務であって、禁じられていなければ実行できるような業種ではない。	争を国外仲裁機関による仲裁に付託することを認めており ² 、国外仲裁機関が中国において臨時仲裁を行うことは、仲裁地の変更(国外から中国国内への変更)であるに過ぎず、国外仲裁機関の事件受理範囲を拡大するものではなく、中国仲裁機関の管轄範囲を縮小するものでもない。よって、中国の司法主権を破壊するという問題は存在しない。
中国の仲裁市場は否対外開放	《服务贸易总协定》(“GATS”) 对服务贸易的开放采取的是“正面清单”的做法, 即, <u>除非一国在其减让表中公开列入某项服务, 否则此项服务就不对外开放</u> 。据此可以理解为, 中国的仲裁市场并不对外开放, 境外仲裁机构无权到中国境内提供仲裁服务。此外, 假设中国在 GATS 项下同意开放仲裁市场, 因为 WTO 协议不具有自动执行的效力, 这一减让也需要通过中国修订国内法来执行, <u>在修法以前, 境外仲裁机构不能来华提供仲裁服务。</u>	<u>仲裁不涉及市场是否开放的问题</u> 。因为在国际商事仲裁实践中, 仲裁是当事人自愿解决争议的方法(由哪个国家的仲裁机构仲裁、仲裁庭由哪些仲裁员组成、在哪里仲裁、使用何种语言、适用何种仲裁规则和法律等, 当事人都是可以约定)。中国承担了《 <u>纽约公约</u> 》项下承认与执行外国仲裁裁决的国际法义务, 该外国裁决既应包括机构仲裁裁决, 也应包括临时仲裁裁决。	中国の仲裁市場は対外的に開放されているか	「サービスの貿易に関する一般協定」(「GATS」) が、サービス貿易の開放に対し採用しているのは「ポジティブリスト」方式であり、即ち、 <u>一国がある項目のサービスを自らの譲許表に公に組み入れない限り、当該項目のサービスは対外的に開放されない</u> 。これによれば、中国の仲裁市場は対外的に開放されておらず、国外仲裁機関は中国国内で仲裁サービスを提供できないと理解できる。また、仮に中国が GATS の下で仲裁市場の開放に同意したとしても、WTO 協定は自動執行の効力を具備していないため、本譲許は中国による国内法の改正を通じて実施される必要があり、 <u>法改正が行なわれるまでは、国外仲裁機関は中国にて仲裁サービスを提供することができない</u> 。	<u>仲裁は市場が開放されているか問題にかかわらない</u> 。何故なら、国際商事仲裁の実務において、仲裁は当事者の自由意思による紛争解決の方法であるからである(仲裁を行う仲裁機関の国籍、仲裁廷を構成する仲裁人、仲裁が行われる場所、使用される言語、適用される仲裁規則および法律などは、いずれも当事者が取り決めることができる)。中国は「 <u>ニューヨーク条約</u> 」における外国仲裁判断の承認および執行に関する国際法の義務を負っており、当該外国仲裁判断には機関仲裁の判断も、臨時仲裁の判断も含まれるべきである。

由于篇幅限制, 暂介绍以上内容。在接下来的《里兆法律资讯》中, 我们将介绍该问题的“典型案例及其分析”。敬请关注。

紙面の関係から以上の内容までを紹介するが、次回の「里兆法律情報」においては、本件における「典型的判例およびその分析」を紹介する。引き続きご注目いた

² 《民事诉讼法》第 271 条: 涉外经济贸易、运输和海事中发生的纠纷, 当事人在合同中订有仲裁条款或者事后达成书面仲裁协议, 提交中华人民共和国涉外仲裁机构或者其他仲裁机构仲裁的, 当事人不得向人民法院起诉。

² 「民事訴訟法」第 271 条: 涉外經濟貿易、運輸および海事において生じた紛争については、当事者が契約書に仲裁条項を設け、または事後に書面にて仲裁合意に合意しており、中華人民共和國涉外仲裁機関またはその他の仲裁機関による仲裁に付託した場合、当事者は人民法院に提訴してはならない。

だきたい。

（里兆律师事务所 2015 年 05 月 15 日编写）

（里兆法律事務所が 2015 年 5 月 15 日付で作成）

三、近期热点话题

※企业近期的关注话题（=律师近期的关注话题）

- 債権回収
- 商業賄賂
- 撤退、以及撤退过程中的各类纠纷（尤其是群体性劳资纠纷、以及税务稽查案件

三、トピックス

※企業が最近注目している話題（=弁護士が最近注目している話題）

- 債権回収
- 商業賄賂
- 撤退、および撤退過程における各種紛争（特に労使紛争群衆事件、および税務査察案件）